

「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第1条～第1条の8 (省 略)</p> <p>(未上場株式、未登録株式の要件)</p> <p>第2条 <u>規則第11条第1項第2号</u>に規定する細則で定める要件を満たすものは、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。<u>ただし、規則第11条第2項に規定する未上場株式等を間接保有する場合には、当該投資先が監査を受けていれば、この限りではない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 金商法第24条の規定に基づき有価証券報告書（金商法第5条に規定する有価証券届出書を含む。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に<u>監査意見が無限定適正意見</u>である旨の監査報告書が添付されている会社の発行すること (2) 公認会計士又は監査法人により、会社法（平成17年法律第86号）に基づく監査が行われ、かつ、その<u>監査意見が無限定適正意見</u>である旨の監査報告書が添付されている<u>計算書類等</u>が入手できる会社の発行すること (3) 公認会計士又は監査法人により、金商法又は会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その<u>監査意見が無限定適正意見</u>である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行すること <u>(4) 外国株式であって前3号に準ずるもの</u> 	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第1条～第1条の8 (同 左)</p> <p>(未上場株式、未登録株式の要件)</p> <p>第2条 <u>規則第11条第2号</u>に規定する細則で定める要件を満たすものは、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 金商法第24条の規定に基づき有価証券報告書（金商法第5条に規定する有価証券届出書を含む。）を提出している会社で、当該有価証券報告書に<u>総合意見が適正</u>である旨の監査報告書が添付されている会社の発行すること (2) 公認会計士又は監査法人により、会社法（平成17年法律第86号）に基づく監査が行われ、かつ、その<u>総合意見が適正又は適法</u>である旨の監査報告書が添付されている<u>財務諸表等</u>が入手できる会社の発行すること (3) 公認会計士又は監査法人により、金商法又は会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その<u>総合意見が適正又は適法</u>である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を入手できるものであって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行すること <p style="text-align: right;"><u>(新 設)</u></p>

新	旧
(以下略)	(同 左)

附 則
この改正は、令和6年2月15日から実施し、実施日以後、新たに有価証券届出書を提出したものから適用する。ただし、改正前の規定に基づき作成した有価証券届出書を提出したものにおいては、令和7年2月15日までの間は改正前の規定に基づく運営を行うことを妨げない。